

# 山村活性化支援交付金

〈平成27年度創設〉

補助率：定額（1地区当たり上限 年間1,000万円）3年間まで

## 支援内容

- 地域資源の賦存状況調査
- 農林水産業に関連する地域の人材やノウハウ、伝統技術等に係る調査
- 農林漁業者や地域住民の意向調査や組織づくり、ワークショップ等の活動
- 人材育成や技術取得等の研修等
- 地域資源の販売促進のためのマーケティング調査、販売先現地調査
- 販売実践、ICTやパンフレットを使った情報発信、商品パッケージデザイン検討



合意形成・計画づくり



地域製品の加工及び商品化

## 事業要件

- 振興山村<sup>(※)</sup>の活性化に向けた取組であること  
(山村振興計画が作成されていること)
- 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること  
(雇用、販売額等の増大に関する目標を設定)

(※)振興山村とは、山村振興法に基づき指定された地域(S25.2.1時点の旧市町村を単位)で、現在734市町村(44道府県)に所在

## 事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

## 想定される事業の進め方のパターン



※取組期間は最大3年であり、3年未満であっても可。

## 山村振興計画等の体系



## 申込・相談窓口

- 本交付金は公募制ではありません。活用を検討される場合はお近くの地方農政局農村計画課まで随時御相談下さい。

